国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現 行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学学則 平成16年4月7日 16 経教 規則第2号 第1条~第35条 省略		
(授業料の納付) 育36条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の表のとおり2期に分けて納付しなければ ならない。	(授業料の納付) 第36条 省略 (現行どおり)	
区分納入の時期前期(4月から9月までの分)5月1日から5月31日まで後期(10月から翌年3月までの分)11月1日から11月30日まで		
2 省略 3 <u>入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに納付させるものとする。</u>	2 省略(現行どおり) 3 削除	
4 省略	4 省略(現行どおり)	
第37条~第39条 省略	第37条~第39条 省略(現行どおり)	
(授業料、入学料及び検定料の返付) 第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料に ついては、第1号から第4号に、検定料については第5号から第7号に該当した場合に は、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。	(授業料、入学料及び検定料の返付) 第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については、第2号から第4号に、検定料については第5号から第7号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。	
一 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入 学を辞退した場合 当該授業料相当額	一 削除	
二 第36条第2項 <u>又は第3項</u> の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第22 条又は第25条の規定により当該年度の9月末日までに休学又は退学した場合 後期 に係る授業料相当額	二 第36条第2項の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第22条又は第2 5条の規定により当該年度の9月末日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業 料相当額	
三 第36条 <u>第1項から第3項</u> の規定により授業料を納付した者に、納付後に風水害等の災害を受ける等やむを得ない事態が生じた場合で、第39条第1項に規定するやむを得ない事情があると認められた場合 当該授業料免除相当額	やむを得ない事態が生じた場合で、第39条第1項に規定するやむを得ない事情があると認められた場合 当該授業料免除相当額	
四~七 省略	四〜七 省略(現行どおり)	
第41条~第111条 省略	第41条~第111条 省略(現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	
別表 省略	別表 省略(現行どおり)	

附則(23教規程第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。